

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成26年12月26日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 強谷 雅彦

1 入札に付する事項

- (1) 件名 米国における野菜消費拡大事業の現状と見通しに関する調査
- (2) 提供内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限 平成27年3月31日

2 入札参加資格に関する事項

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構「競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）」第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者としなない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にしなないものとする。

（有資格者としなないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者としなないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

(2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 入札時において、平成25年～27年度独立行政法人農畜産業振興機構有資格における業種区分「調査・研究」に登録された者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

平成27年1月14日(水) 13:30より

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

※ 出席を希望する場合は、その旨を下記宛に平成27年1月13日(火) 15時までに「米国における野菜消費拡大事業の現状と見通しに関する調査」に係る資料交付申込届及び説明会出席届(別紙1)をメール、郵送、持参、FAXにより送信すること。ただし、出席者は各社2名までとする。

4 入札関係資料を交付する場所及び問い合わせ先等

(1) 交付場所：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館1階

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部

(2) 担当者：調査情報部国際調査グループ 渡邊

Eメール：watanabe-y (アットマーク) alic.go.jp

※・スパムメール対策のため(アットマーク)は「@」に置き換える

・メールの件名に「入札案件に関する質問」と記載すること

・メッセージの最後に、社名、連絡先、質問社名を記載すること

・電話：03(3583)9806 FAX：03(3584)1246

(当構業務日の10:00～12:00及び13:00～17:00)

※Eメール等での資料交付を希望する者は、別紙1の資料交付希望日時欄に「メール送付希望」と明示すること。

5 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所：独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部国際調査グループ

(2) 提出期限：平成27年2月3日（火）17：00まで

※本公告の入札に参加を希望する者は、Eメール等にて、「米国における野菜消費拡大事業の現状と見通しに関する調査」の一般競争入札（総合評価方式）に係る参加表明書（別紙2）を送付のうえ、事前に参加申し込みを行うこと。

6 技術審査委員会の実施

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の場所及び日時において、機構内にて技術審査委員会を実施する。

(1) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構

(2) 日時：平成27年2月6日（金）10：00から

7 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。なお、評価項目のうち必須項目については、基準点に満たなければ不合格とする。

8 開札の場所及び日時

(1) 開札場所：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

(2) 開札日時：平成27年2月6日（金）13：30から

なお、開札後、総合評価の採点を行うため、落札者の決定まで時間を要する。
また、1回目の開札において、予定価格の制限内での入札がない場合、再度入札を行うので、開札当日は白地の入札書を持参すること。なお、1回目の入札における代理人を変更する場合は、別途、代表者からの委任状を持参すること。

9 入札保証金に関する事項 免除

10 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の

関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うためご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上のいずれかの区分に該当する
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

11 その他必要な事項

(1) 入札及び手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

「米国における野菜消費拡大事業の現状と見通しに関する調査」の開札の結果、入札の条件で規定する無効の入札を除き、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、契約事務責任者が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている入札者の中から、契約事務責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

(4) 契約書の作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(5) その他の事項

本競争の実施に当たっては、本公告に定める事項（入札関係資料を含む）のほか、各時点における独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則により定める事項によることとする。

(別紙1)

「米国における野菜消費拡大事業の現状と見通しに関する調査」に係る
資料交付申込届及び説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 強谷 雅彦 殿

住 所

法人名

標記に係る説明会への参加（資料交付）を希望します。なお、本件担当者は下記のとおりです。

記

- ・ 担当者の所属及び役職
- ・ 担当者氏名
- ・ 電話及びFAX番号
- ・ E-mail アドレス
- ・ 当機構発行の資格確認通知に記載の登録番号
- ・ 資料交付希望日時

- ※1. 参加者が複数の場合は、参加者それぞれについて記入して下さい。
2. 提出期限：平成27年1月13日（火）15：00まで
 3. 提出先：入札公告4の問い合わせ先に、メール等（郵送、持参、FAXも可）にて申込みをすること。なお、申込みの際は、機構担当者まで確認の電話を行うこと。
 4. 資料交付日時は、当機構担当者との調整のうえ決定する。

(別紙2)

「米国における野菜消費拡大事業の現状および見通しに関する調査」の
一般競争入札（総合評価方式）に係る参加表明書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 強谷 雅彦 殿

住 所

法人名

標記に係る一般競争入札（総合評価方式）に参加します。なお、入札に関する担
当者は、下記のとおりです。

記

1. 所属・役職
2. 代表者名及び担当者名
3. 電話及びFAX番号
4. E-mail アドレス
5. 当機構発行の資格確認通知に記載の登録番号
6. 添付書類 あり ・ なし (※1)

※1. 添付書類がある場合は、適宜補記すること。

2. 企画書他一切の提出物は、返却しない。

3. 提出期限：平成27年2月3日（火）17：00まで

4. 提出先：入札公告4の問い合わせ先に、Eメール等（郵送、持参、FAX
も可）にて申込みをすること。なお、申込みの際は、機構担当者まで確認の
電話を行うこと。

(別添)

仕 様 書

「米国における野菜消費拡大事業の現状および見通しに関する調査」

1 調査の目的

米国の1人当たりの野菜消費量は、1995年以降、一貫してわが国を上回っている。これは、政府による野菜消費拡大キャンペーンにより、米国の消費量が1995年から大きく伸びたことによるといわれている。わが国の野菜消費量の減少に歯止めがかからない中、さまざまなレベルでの野菜消費拡大方策の検討に資するため、米国の野菜消費拡大事業について、その背景、内容、効果などを調査する。

2. 調査契約内容

連邦政府による全米レベルでの野菜消費拡大事業の概要（事業の効果を含む）および連邦政府を含む関係者による新たな消費拡大方策等の検討状況について調査する。

3. 調査内容

(1) 調査の対象とする事業

- ① ファイブアデイ事業
- ② マイピラミッド事業
- ③ Let's move!事業
- ④ マイプレート事業

(2) 調査項目

ア 事業導入の経緯

各事業の導入の背景と経緯について、以下の事業毎のテーマを含めてまとめる。

- ① ファイブアデイ事業：なぜカリフォルニア州から始まったのか。なぜ全米に事業が拡大したのかなど、事業策定の背景の解説を含む。
- ② マイピラミッド事業：2005年における米国食生活指針の改定など、事業策定の背景の解説を含む。
- ③ Let's move!事業：子供の肥満問題など、事業策定の背景の解説を含む。

- ④ マイレート事業：2011年における米国食生活指針の改訂など、事業策定の背景の解説を含む。

イ 事業の概要

以下①～⑤の項目を含む事業の概要を記載すること。

- ① 目的（何のためにキャンペーンを行ったのか）
- ② 事業実施期間
- ③ 主な内容（誰に対してどのようなキャンペーンを行ったのか）
- ④ 事業規模（事業予算を含む）
- ⑤ 事業実施主体（連邦政府単独か、他の団体が実施したのか）

ウ 各業界の反応

生産者団体、流通、外食、食品工業、消費者団体などの業界の反応を整理するとともに、連邦政府の消費拡大事業を踏まえて業界が独自に実施した事業などについても内容の解説を行うこと。

エ 事業効果

政府（USDA、HHSなどの中央省庁やNCIのような政府機関）が発行する事業報告書（事業報告書がない場合には、それに準じるもの）の原本（英文）を添付するとともに、その要約（日本語）を作成すること。

要約の作成に当たっては、以下①～④の内容を網羅することとする。

- ① 事業導入前、導入時、導入後を網羅した時系列の米国における1人当たりの年間野菜消費量の推移（主な品種の内訳を含む）
- ② 事業導入前、導入時、導入後を網羅した時系列の米国における治療に要する経費試算の推移
- ③ 目標に対するターゲット別（年齢、所得、性別など）の達成率と達成および未達成の理由
- ④ 事業実施主体別の事業実績（金額および内容を含む）

(2) 今後の見通し

行政（連邦政府、州）や各業界が、どのような背景で、どのような層（年齢、所得）をターゲットに、どのような消費拡大方策を検討しているか調査。

3. 留意事項

- (1) 調査報告書は日本語で作成すること。
- (2) 野菜消費拡大事業の効果検証に用いる連邦政府等発行の事業報告書原

文（英文）を添付すること。

- (3) 情報源は、連邦政府等公的機関、業界団体、企業および現地報道によるものとし、必要に応じてヒアリングを実施する（現地報道については、一般誌、専門誌、業界誌など）。
- (4) すべての報告内容に関して、出典、聞き取り先、定義等を明記すること。
- (5) データの出典は、原則、調査対象国の政府、関係団体等から入手したものとし、F A O等の国際機関が公表するデータのみ記載は行わないものとする。ただし、当該国内データと比較のために用いる場合は、この限りではない。
- (6) 報告書の内容（関連情報を含む）に関する出典、聞き取り先等の情報、報告書に関連する内容について、機構から問い合わせがあった場合には、出典および調査先により確認の上、速やかに日本語にて報告を行うこと。

4. 成果物の納品および納品日

- (1) 報告書は電子データとし、Eメールにより機構担当者へ送信し、その後、機構担当者に対して、説明を行うものとする。（成果物の説明時間は30分程度。）
- (2) 納品日は、平成27年3月31日とする。
- (3) 機構による報告書の検収をもって、納品が完了するものとする。

5. 支払

報告書の検収後、請求に基づき支払うものとする。

6. その他

本調査において生じた不明な点、本仕様書に記載のない事項については、速やかに機構担当者へ連絡し、指示に従うこととする。